

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年6月5日

支出負担行為担当官

中国運輸局長 金子 修久

◎ 調達機関番号 020 ◎ 所在地番号 34

第5号

### 1 調達内容

(1) 品目分類番号 14

(2) 調達件名及び予定数量

電子複合機賃貸借及び保守契約 37台

(3) 電子調達システムの利用 本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

(4) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(5) 履行期間 (賃貸借) 令和8年10月1日から  
令和12年9月30日まで。(保守) 令和8年10

月 1日 から 令和 9 年 3 月 31日 まで。

- (6) 履行場所 入札説明書による。
- (7) 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。また、当局から指名停止の措置を受け、

指名停止の期間中のものでないこと。

- (3) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C、D等級に格付けされ中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
- (6) 競争参加資格の申請の時期及び場所  
「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、電子調達システムのURL及び問い合わせ先  
〒730-8544 広島県広島市中区上八丁堀6-

30 広島合同庁舎4号館 中国運輸局総務  
部会計課調度係 伊藤 嘉晃 電話 082-  
228-3435

政府電子調達（GEP S）

<https://www.geps.go.jp/>

(2) 入札説明書の交付方法

上記(1)の場所において交付する。

(3) 紙入札方式による証明書等の受領期限、及  
び電子調達システムによる入札書類データ

（証明書等）の受領期限 令和8年7月27日

15時00分

(4) 電子調達システム、郵送等による入札書の  
受領期限

令和8年7月30日 15時00分

(5) 紙入札による入札書の受領期限

令和8年7月30日 15時00分

(6) 開札の日時及び場所 令和8年7月31日

10時00分 中国運輸局3階災害対策室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

① 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに上記 3 (1) に示す場所に提出しなければならない。

② 電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）を所定の受領期限までに上記 3 (1) に示す URL に電子調達システムを利用し提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とするところがある。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (8) 詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : KANEKO Nobuhisa, Director-General, Chugoku District Tran-

sport and Tourism Bureau.

(2) Classification of the products to be procured : 14

(3) Nature and quantity of the services to be required : Lease and maintenance of the digital multifunction copiers, 37 sets.

(4) Fulfillment period:

(Lease) From 1 October, 2026 through 30 September, 2030

(Maintenance) From 1 October, 2026 through 31 March, 2027

(5) Fulfillment place : As in the tender documentation.

(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall.

① Not come under Article 70 of the Cabinet Order on Budgets, the Settlement

of accounts, and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

② Not come under Article 71 of the Cabinet Order on Budgets, the Settlement of accounts, and Accounting.

③ Not be under suspension of nomination by Director-General, Chugoku District Transport and Tourism Bureau.

④ Have Grade A, B, C or D on "provision of the services" in Chugoku area in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal ye-

ars, 2025, 2026 and 2027.

- ⑤ Acquire the electric certificate in case of using the Government Electronic Procurement System

<https://www.geps.go.jp/>

- (7) Time-limit for tender : 15:00, 30 July, 2026 (By mail or GEPS : 15:00, 30 July, 2026)

- (8) Contact point for the notice: ITO Yoshiaki, Contract Section, Budgets and Accounts Division, General Affairs Department, Chugoku District Transport and Tourism Bureau, 6-30 Kamihatchobori, Nakaku, Hiroshima city, Hiroshima Prefecture, 730-8544, Japan. TEL 082-228-3435